

施設・設備整備事業（R4<R3繰越分>募集）の概要（病院関係）

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	災害拠点精神科病院及びD P A T先遣隊を有する病院においてD P A T先遣隊の活動に必要な設備等の整備	・広域災害・救急医療情報システム及び必要な設備等の整備 ・D P A T先遣隊の携行式の応急用医療資器材、応急医療品、衛星電話等	1か所当たり 8,676千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院及びD P A T先遣隊を有する病院で、厚生労働大臣の認める者

①【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
7 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	地震等で倒壊の危険性があるブロック塀の改修等の施設整備	敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等	対象の長さ1m×80千円 (30mを上限とする。)	1/3 (国 1/3)	病院の開設者

④【医療提供体制 施設整備交付金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
11	地域災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院の施設整備	地域災害拠点病院として必要な新築, 増改築及び既存建物の補強	補強が必要と認められるもの 2,300㎡×44,100円 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 2,300㎡×209,400円 非常用自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円 給水設備 64,800千円 燃料タンク 29,883千円	0.33 (国0.33) 耐震化に伴う補強が必要と認められるものは0.5 (国0.5)	県知事の要請を受けた災害拠点病院で, 厚生労働大臣の認める者
1	災害拠点精神科病院施設整備事業	災害拠点精神科病院の施設整備	災害拠点精神科病院として必要な新築, 増改築及び既存建物の補強	補強が必要と認められるもの 2,300㎡×44,100円 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 2,300㎡×209,400円 非常用自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円 給水設備 64,800千円 燃料タンク 29,883千円	0.33 (国0.33) 耐震化に伴う補強が必要と認められるものは0.5 (国0.5)	県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院で, 厚生労働大臣の認める者
18	医療施設等耐震整備事業	医療施設の耐震化又は補強等	補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備	補強が必要と認められるもの 2,300㎡×44,100円 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 2,300㎡×209,400円 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く) 2,300㎡×209,400円 (新築建替えの場合, 整備区域の病棟の病床を10%以上削減) 平成7年に施行された地震防災対策特別措置法(平成7年法律第1111号)第2条に基づいて, 知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 2,300㎡×43,500円	0.5 (国0.5)	厚生労働大臣の認める者(Is値0.3未満の建物の耐震化整備に限り, 公的団体も実施主体となり得る)
2	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備の整備	非常用自家発電設備(燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による備電機能を有するもの), 給水設備(受水槽又は地下水利用のための設備)の病院の診療機能を3日程度維持するために必要な整備	・非常用自家発電設備 1か所当たり 149,535千円 ・受水槽 1か所当たり 137,802千円 ・給水設備 1か所当たり 64,800千円 ・燃料タンク 1か所当たり 29,883千円	0.33 (国0.33)	救命救急センター, へき地医療拠点病院, へき地診療所(病床を有する診療所に限る), 周産期母子医療センター, 地域医療支援病院, 特定機能病院の開設者

3	医療施設 浸水対策 事業	医療施設の浸水対策に係る止水板等の設置、医療用設備の移設及び電気設備の移設、排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のあるもの）、電源設備（受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等）の想定浸水深または基準水位以上への移設 ・止水版等（浸水に耐える材質で取り外し、移動又は開閉が可能なもの）の設置 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1施設当たり 42,200千円 ・電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1施設当たり 33,300千円 ・止水版の設置が必要と認められるもの 1施設当たり 400千円 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1施設当たり 23,100千円 	0.33 (国 0.33)	救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施歯科診療所、がん実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者
---	--------------------	---	--	---	------------------	--

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。